

報告第11号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年8月3日提出

佐野市長 金子 裕

専決第 5 号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 4 年 2 月 2 日に佐野市関川町 5 3 5 番 2 地先で発生した交通事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和 4 年 6 月 3 0 日

佐野市長 金 子 裕

1 損害賠償額 2 2 9, 1 3 2 円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

東京都目黒区下目黒 2 丁目 1 9 番 8 号

日進レンタカー株式会社

代表取締役 富 田 純 明

専決第5号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	交通事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和4年2月2日（水）午前9時45分頃 場所 佐野市関川町535番2地先
3 発生時の状況	右折するために前方で停車中だった相手方車両の左側を通り抜けようとした際に、市有自動車の右側が相手方車両と接触し、左側のドアとフロントバンパーを損傷した。
4 相手方	所在地 東京都目黒区下目黒2丁目19番8号 名称 日進レンタカー株式会社 代表者 代表取締役 富田 純 明
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 229,132円
6 和解日	令和4年6月30日
7 略 図	